

▶▶母性健康管理措置とは

○男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

▶▶新型コロナウイルス感染症に関する措置について

○妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染の恐れに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。

○本措置の対象期間は、令和2年5月7日～令和4年1月31日（※）です。

（※）新型インフルエンザ等対策特別措置法において新型コロナウイルス感染症を適用対象とする暫定措置の期限を踏まえて設定



指導の例：感染の恐れが低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）



▶▶育児休業給付金の算定について

○医師等の指導に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、有給の休暇（年次有給休暇を除き、年次有給休暇について支払われる賃金相当額を下回るものに限る。）を取得している場合、育児休業給付金算定の特例措置として、当該有給の休暇は賃金支払の算定基礎に含めないこととしました。

▶▶新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金について

○新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備し、当該制度を周知し、対象労働者に5日以上取得させた事業主に対し、助成金が支給されます。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置及び助成金制度の
問い合わせ先



愛媛労働局雇用環境・均等室 TEL 089-935-5222

助成金制度の詳細は
こちら

